

2022年度竹田市立竹田南部中学校 いじめ防止対策基本方針(概要)

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。竹田南部中学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法に基づき関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義 (いじめ防止対策基本法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、人間としてぜったいに許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こりうるという認識のもと、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。

保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

未然防止

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる取組を進める。特に当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高める。これらの取組は、計画的にPDCAサイクルによる改善を図る。
○生徒指導機能を生かした授業実践
○いじめや人権についての道徳科学習
○短時間の「人間関係づくりプログラム」の定期的な実践 等

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
○hyper-QU 及びアンケートの実施
○日記や教育相談による状況把握
○保護者会にていじめについて説明
○相談窓口の周知 等

重大事態への対応

- いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ↓
- いじめられた生徒の安全確保
 - 関係機関・専門家等との相談・連携
 - 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携
 - 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

竹田南部中学校いじめ防止対策委員会 (学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・当該学年主任 ・当該学級担任
- (必要に応じて) ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・その他外部専門家
- 年間計画、取組立案・実行・検証 ○相談・通報の窓口 ○いじめ事案に係る対応方針決定 等